

## 第6章 保護に係る諸手続

旧美敷水源地水道施設の保存活用にあたって必要となる諸手続について、運用の方針を定める。ただし、本章の定めにおいて、明確でない行為については、その都度、鳥取県教育委員会及び文化庁と協議するものとする。

### 1 文化財（建造物）の現状変更をする行為

#### (1) 文化庁長官の許可を要する行為

重要文化財の現状を変更しようとするときは文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法第43条）。現状変更の許可は文化審議会に諮問される（文化財保護法第153条2）。手続きには十分な準備と時間を要するので注意が必要である。

#### (運用の方針)

旧美敷水源地水道施設は、平成25年度～29年度に保存修理工事、26年度～29年度に活用のための整備工事を計画している。利便施設の設置等、現状変更の許可を要する行為については、本計画に定める範囲で実施する。

#### (2) 鳥取県教育委員会の許可を要する行為

現状変更の許可に関する事務のうち、建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く）の現状変更等は、都道府県教育委員会が行うこととされている。

（文化財保護法第43条、文化財保護法施行令第5条3-1）。

#### (運用の方針)

重要文化財旧美敷水源地水道施設においては、重要文化財と一体のものとして、土地及びその他の物件が指定されているため、これらに関する現状変更は鳥取県教育委員会の許可を要する。路盤の整備等現状変更の許可を要する行為については、本計画に定める範囲で実施する。

#### (3) 許可を要しない行為

重要文化財の現状を変更しようとする行為のうち、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、許可を要しないこととされている。

（文化財保護法第43条）。

#### (運用の方針)

ア 維持の措置としては、次のような行為が想定される。

- ① 旧美敷水源地水道施設については、今後平成29年度まで保存修理工事・整備工事を実施するが、その後の現状に復することを目的とした修理等で、同種・同材・同仕様による場合は、維持の措置として現状変更の許可を要しないものと考えられる。ただし、事前に修理届を提出する必要がある。
- ② 建造物のき損の拡大を防止するために必要な応急処置は、維持の措置として現状変更の許可を要しないものとされている。また、経年によるコンクリートの劣化を防ぐためのひび割れ充填等はこれに該当すると考えられる。ただし、き損届を提出する必要がある。

イ 非常災害のために必要な応急処置としては、次のような行為が想定される。

- ① 被災した建造物において、例えば、倒壊防止のために破損のおそれのある建造物等に支柱を添える行為、建具を失った開口部を応急に閉鎖する行為等は、応急処置として現状変更の許可を要しないものとされている。ただし、き損届を提出する必要がある。
- ② 災害によってき損が予想される場合に、被害の発生を予防する目的で行う行為は、応急処置に準じて運用する。例えば、外壁の開口部において、建具の飛散を予防する目的で仮に板を打ち付ける行為などを想定する。適切な方法について事前に検討し、鳥

取県教育委員会及び文化庁と協議することが望ましい。また、実施した措置については、鳥取県教育委員会を通して文化庁に報告することが望まれる。

## 2 重要文化財（建造物）の保存に影響を及ぼす行為

### （1）文化庁長官の許可を要する行為

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法第43条）。保存に影響を及ぼす行為の許可は文化審議会に諮問される（文化財保護法第153条2）。手続きには十分な準備と時間を要するので注意が必要である。

#### （運用の方針）

重要文化財（建造物）に対して直接手を加えることのない行為であるが、その保存に影響を及ぼすおそれがある場合は文化庁長官の許可を受けるものとされている。近傍における大規模な地面の掘削や斜面整備等が該当する。旧美敷水源地水道施設においては、敷地内の林道唐川線の整備しようとする場合、美敷川の河川改修のため敷地に影響する行為を行おうとする場合等が想定される。

### （2）鳥取県教育委員会の許可を要する行為

保存に影響を及ぼす行為の許可に関する事務のうち、建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く）の許可は、都道府県教育委員会が行うこととされている（文化財保護法第43条、文化財保護法施行令第5条3-1）。

#### （運用の方針）

旧美敷水源地水道施設においては、重要文化財と一体のものとして、土地その他の物件が指定されており、これらの保存に影響を及ぼす行為については、鳥取県教育委員会の許可を要する。

### （3）許可を要しない行為

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為のうち、影響の軽微である場合は、許可を要しないこととされている。（文化財保護法第43条）。

#### （運用の方針）

旧美敷水源地水道施設においては、重要文化財（建造物）の内外に仮設物を設置するとき、それが一時的なものであり、かつ重要文化財に接触する部分において十分な保護措置がなされるならば、影響が軽微なもののみなされる可能性がある。

保存に影響を及ぼす行為の取扱いについては、事前に鳥取県教育委員会を通して文化庁に照会することが望ましい。

本計画では特に以下の行為については、保存に影響を及ぼす行為のうち、影響の軽微なものと考えられる。ただし、管理受託者が行おうとする場合は、所有者（担当：鳥取市教育委員会）の確認を得ることとする。

- ア 管理上の必要により伐採を行う場合
- イ 展示計画等によりろ過池の砂・砂利等を移動させるとき。
- ウ 管理上の必要により敷地に標識や木杭等を打ち込む行為。

## 3 き損届

重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損したときは、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない（文化財保護法第33条）。届出書は所定の事項を記載したものとする（国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第6条）。

## 4 修理届

重要文化財を修理しようとするときは、修理に着手しようとする日の30日前までに、文化庁長官に届け出なければならない（文化財保護法第43条の2）。届出は所定の事項を記載したものとする（国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則）。

修理の仕様については保存修理工事時に実施した仕様と同じものとし、保存修理工事報告書（平成30年3月）を参照すること。保存修理実施時と異なる仕様の場合は修理届を必要とする。

（運用の方針）

き損の拡大を防止するために必要な応急処置を実施する場合は修理届を要しない。ただし、き損届を提出する必要がある。また、実施した処置の内容については鳥取県教育委員会を通して文化庁へ報告することが望ましい。

## 5 防災設備の機能低下又は機能不能に関する届

国庫補助事業によって防災施設を設置した場合、年1回以上その機能試験を実施し、機能低下又は機能不能を発見した場合は、直ちに文化庁長官に報告しなければならない（文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係補助金交付要綱第4条（18）（特殊条件防災施設整備関係の場合））。

（運用の方針）

旧美敷水源地水道施設においては、現状は該当する施設は存在しない。国庫補助事業による防災施設の設置を実施した場合、上記の報告義務が生じる。

## 6 保存活用計画に係る手続き

本保存活用計画は、その策定、改正について以下の手続きを行うものとする。

### （1）計画の提出

重要文化財（建造物）保存活用計画は、鳥取県教育委員会を経て文化庁へ提出するものとする（「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定について（通知）」（平成11年3月24日 庁保建第164号 文化庁文化財保護部長通知）第12項）。

### （2）計画の変更

保存活用計画の内容を変更したときは、鳥取県教育委員会を経て文化庁へ提出するものとする（「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定について（通知）」（平成11年3月24日 庁保建第164号 文化庁文化財保護部長通知）第15項）。この場合、変更しようとする内容について鳥取県教育委員会および文化庁と事前に協議することが望ましい。

## 7 その他法令に係る手続き

### （1）砂防法に係る手続き

- ・砂防指定地内での制限行為（県）
- ・砂防設備等の占有（県）

(2) 森林法に係る手続

- ・立木の伐採（県）
- ・土地の形質の変更など（県）

(3) 河川法に係る手続

- ・河川管理者以外の者の施行する工事等（県）
- ・流水の占用許可（県）
- ・土地の占用及び工作物の新築（県）
- ・土地の掘削等の許可（県）

(4) 消防法に係る手続

- ・消防法施行令第32条に係る要件が生じた場合（東部広域行政管理組合）

(5) 都市計画法に係る手続

- ・都市計画法第29条に係る開発行為を行う場合（市）

(6) 建築基準法に係る手続

- 検討基準法第6条に係る建築行為を行う場合（市）